

第4章 騒音・振動対策

第1節 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

第1 法律、条例に基づく規制

1 騒音に係る規制

工場・事業場に係る規制については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）は、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域において圧延機械等30種類の特定の施設を有する工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としており、また、府公害防止条例では、原則としてすべての工場・事業場から発生する騒音を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線における排出基準の遵守を義務付けている。

また、特定建設作業に係る規制については、騒音規制法は、くい打機、くい抜機等を使用する作業を始め5種類の作業から発生する騒音を規制の対象としているが、府公害防止条例では、このほかブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等3種類の作業を含めて、8種類の作業から発生する騒音を規制の対象としており、音量基準、時間制限等の遵守を義務付けている。

なお、騒音規制法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場及び特定建設作業に係る規制事務はすべて市町村長に委任されている。

2 振動に係る規制

振動に係る規制について、府では昭和41年1月から旧大阪府事業場公害防止条例（昭和40年大阪府条例第43号）に引き続いて現行の府公害防止条例に基づき規制を行ってきたが、昭和51年6月に振動規制法（昭和51年法律第64号。同年12月1日施行）が制定され、新しく振動公害の規制が実施されることとなった。

従来、府公害防止条例による振動規制の体系は、おおむね振動規制法と同様であったが、規制基準値の単位、測定方法等について法との相違があったので、府公害対策審議会の答申「振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方について」（昭和51年11月5日諮問、昭和52年9月22日答申）を受けて、昭和52年11月1日、振動規制法に基づく規制地域の指定等を行うとともに、府公害防止条例による規制内容についても法との整合を図り、同年12月1日から実施した。

第2 特定施設等の届出状況

昭和52年度において市町村が受理した騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出の状況は表3-4-1及び表3-4-2のとおりである。

表3-4-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の届出状況

(昭和52年度)

届出の種類	根拠法令	騒音規制法	振動規制法	府公害防止条例	
				騒音	振動
設 置		794	205	1,148	756
使 用		1,168	4,997	721	906
施 設 数 変 更		123	46	152	180
騒音又は振動の防止方法変更		4	0	4	2
使 用 方 法 変 更		—	1	—	—
氏 名 等 変 更		260	66	237	228
使 用 全 廃 (使用廃止)		127	8	127	122
承 継		51	11	29	28
合 計		2,527	5,334	2,418	2,222

表3-4-2 法律及び府公害防止条例に基づく特定建設作業の実施の届出状況

(昭和52年度)

建設作業の種類		届出件数
騒音規制法	くい打機等を使用する作業	835
	びょう打機を使用する作業	9
	さく岩機を使用する作業	3,435
	空気圧縮機を使用する作業	427
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	10
振動規制法	くい打機等を使用する作業	610
	鋼球を使用する破壊作業	19
	舗装版破碎機を使用する作業	24
	ブレーカーを使用する作業	473
府公害防止条例	ブルドーザー、ショベル系掘削機械等を使用する作業	7,501
	コンクリートカッターを使用する作業	372
	鋼球を使用する破壊作業	52
合 計		13,767

第3 取締り指導状況

騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく規制権限はすべて市町村長に委任されているので、府としては市町村における規制事務の円滑な実施に配慮し、市町村の関係職員に対する実地指導を始め、騒音・振動防止技術等の研修会の開催等の措置を講じた。

昭和52年度において、騒音規制法又は府公害防止条例に基づいて市町村長が行った工場・事業場に対する改善勧告等の発令件数は表3-4-3のとおりである。

表3-4-3 改善勧告等発令件数（昭和52年度）

業種	区分	計画変更勧告		改善勧告		合計
		市 町 村	件数	市 町 村	件数	
金 属	大 阪 市	3	—	堺 市	1	6
				泉 佐 野 市	1	
				門 真 市	1	
非 鉄 金 属	大 阪 市	1	—	—	—	1
プ ラ ス チ ッ ク	大 阪 市	1	—	—	—	1
印 刷	大 阪 市	1	—	—	—	1
合 計		6		3		9

第2節 新幹線鉄道騒音・振動対策

第1 国及び日本国有鉄道が講じた措置

1 騒音防止措置

新幹線鉄道沿線地域における騒音対策として、日本国有鉄道は「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」(昭和47年12月20日環大特第68号運輸大臣あて環境庁長官勧告)、「新幹線鉄道騒音対策要綱」(昭和51年3月5日閣議了解)等の基本的な方針に基づいて、防音壁の設置、無道床鉄桁橋りょう防音工事、騒音レベルが85ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事等を実施してきたが、更に昭和51年12月、「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」を定め、騒音レベルが80ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事あるいは移転工事の助成等について、市町村と協議のうえ昭和53年度から実施することとした。

2 振動防止措置

振動防止対策については中央公害対策審議会の答申「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のよるべき指針について」(昭和48年11月30日諮問、昭和51年3月6日答申)に基づき、環境庁長官から運輸大臣に対して「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)の勧告が行われ、日本国有鉄道はこの趣旨に沿って1の処理要綱を定め、振動レベルが70デシベルを超える地域に所在する住宅等について防振工事あるいは移転工事の助成を行うこととしている。

第2 府が講じた措置

府では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型のⅠ及びⅡの地域として、昭和51年10月から昭和52年1月にかけて行った実態調査に基づいて、大阪市、吹田市、摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の一部の地域を指定したところであるが、当該地域における防音工事の円滑な推進を図るため、府下関係4市町に対する指導を行うとともに、防音工事に係る関係市町と日本国有鉄道との事務分担の明確化等について兵庫県等近畿の関係4府県と共同の方針に基づき調整を行った。

第3節 航空機宣伝放送の騒音対策

航空機による商業宣伝放送は府公害防止条例により拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しているが、これの徹底を図るため関係業者に対して指導を行った結果 ①放送開始時間を午前9時から午前10時に繰り下げる（昭和48年1月4日から実施）②日曜、祭日の放送を全面的に中止する（昭和48年12月31日から実施）③枚方市、守口市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、四条畷市の7市の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和50年12月1日から実施）④大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和52年3月20日から実施）について関係業者間の申合わせにより商業宣伝放送の自粛が行われているが、昭和52年度には更に府公害防止条例施行規則に定める遵守事項としての音量を上回ることのないように自動的に入力が制限される装置が使用されることになった。

なお、昭和52年度における航空機による宣伝放送の状況は総数16,090回（前年度は17,596回）であった。

第4節 鉄軌道騒音・振動対策等

鉄軌道の騒音・振動問題については、昭和51年11月、府公害対策審議会に対し「鉄軌道振動対策に関する基本的考え方について」の諮問を行い、現在、同審議会の騒音・振動分科会において、府域における鉄軌道に係る騒音・振動の実態は握等を中心として調査検討が進められている。

また、低周波空気振動問題については学術的な解明も十分進んでいない実情があるので、今後は府域における工場機械、高速道路等による発生状況について実態のは握に努めることとする。